令和８年（フ）第２１０６号
愛知県知多市新知東町１丁目２番地の28
債務者　石川茉里奈
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３７号
愛知県津島市東柳原町２丁目22番地　サンローヤル津島301号
債務者　上田　恵三
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２３８１号
名古屋市東区東桜２丁目８番５号　東桜シティハウス501号、住民票上の住所愛知県西尾市桜町１丁目21番地
債務者　長町　俊吾
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４３８号
愛知県瀬戸市西米泉町１番地
債務者　市来佳余子
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２４５９号
名古屋市西区中沼町235番地　市営平田荘４棟207号
債務者　鎌田　博文
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第７２１２号
東京都品川区東品川１丁目８－７－904
債務者　嶋脇　冬弥
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２１３号
東京都品川区東品川１丁目８－７－904
債務者　嶋脇　胡遥（旧姓神）
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２３４号
東京都板橋区三園１丁目32－７　ＦＭ６三園ハウス101
債務者　上田　　保
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２６８号
東京都大田区中央１丁目17－10－202
債務者　尾崎　理紗
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７２号
東京都板橋区上板橋２丁目34－９－103
債務者　渡辺比奈恵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７５号
東京都練馬区光が丘２丁目７－３－315
債務者　西森沙奈恵
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７４号
東京都品川区八潮５丁目８－42－606
債務者　劒持　昌大
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７３７５号
東京都品川区八潮５丁目８－42－606
債務者　劒持　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
5　免責審尋期日　令和８年11月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第６８８１号
東京都世田谷区喜多見５丁目23－５－102
債務者　上地　安芳
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７０号
東京都杉並区成田東５丁目11－13－202
債務者　佐々田桜江
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

令和８年（フ）第７２７７号
東京都稲城市大丸1042－１－202
債務者　安永　宗高
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月１日まで
5　免責審尋期日　令和８年12月１日午前11時
東京地方裁判所民事第20部